

入札説明書

この入札説明書は、岩手県立農業大学校農地の貸付けに関する条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 岩手県立農業大学校農地の貸付け
- (2) 貸付場所及び面積 別紙「貸付物件一覧表」のとおり。
- (3) 貸 付 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告に示すとおり。

3 質問書

入札公告における質問書の様式は別紙1のとおりとする。

4 入札参加申込

入札者は、(1)に定める提出書類を、令和7年12月3日（水）午後4時30分までに5の(3)に定める場所に提出しなければならない。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、期日までに必着のこと。

また、必要に応じて入札参加資格の確認のための追加書類の提出、説明等を求めることがある。

(1) 提出書類

- ア 条件付一般競争入札参加申込書（別紙2）
- イ 誓約書（別紙3）（代理人により入札する場合であっても本人（入札参加申込者）の誓約書）
- ウ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）
 - (ア) 各市町村の農業委員会が発行する耕作証明書
 - (イ) 法人の場合 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び印鑑証明書
 - (ウ) 個人の場合 住民票及び印鑑証明書
- エ 岩手県の各広域振興局の税務担当窓口（県税部・県税センター・県税室）が発行する納税証明書
 - (ア) 証明を要する税目 「岩手県県税条例」（令和3年岩手県条例第58号）第4条に掲げる税目
 - (イ) 証明を要する期間 参加申込書を提出する日の属する年の直前1年間
 - (ウ) 証明書の様式 「岩手県県税条例施行規則」（令和3年岩手県規則第80号）32条関係様式第111号

※ ウ及びエの証明書類は、原本を確認できれば、写しの提出でも構わない。

5 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

- ア 場 所 (3)に示す場所に同じ。
- イ 期 間 令和7年11月19日から令和7年12月3日まで

(2) 入札及び開札の日時及び場所等

ア 日 時 別紙「貸付物件一覧表」のとおり

イ 場 所 岩手県立農業大学校 会議室

ウ その他 郵便による入札は認めません。

(3) 問合せ先（以下「担当課」という。）

〒029-4501 岩手県胆沢郡金ケ崎町西根字六原蟹子沢 14 岩手県立農業大学校事務局

電話：0197-43-2211 FAX：0197-43-3184

6 入札の方法等

(1) 入札書には入札者の住所・氏名を記入のうえ、押印すること。

(2) 入札書に記入する金額はアラビア数字（1，2，3，0）の字体を使用すること。

(3) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札者の印で押印をしておかなければならない。

なお、金額は訂正することはできない。

また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 入札申込者が代理人をもって入札しようとするときは、入札書提出の前に物件ごとに委任状（別紙4）を提出しなければならない。

(5) 入札書は、岩手県の担当者の指示に従って会場に設置された入札箱に入れること。

(6) 開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとで行う。

(7) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

(8) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。

(9) 入札参加申込書、入札書及び関係書類に押印する印鑑は、市町村（法人にあっては登記所（法務局））に登録されている印鑑（以下「印鑑登録印」という。）を使用すること。

7 入札保証金

(1) 入札者は、入札日前日の午後4時30分までに各自が見積もる金額の100分の3以上の入札保証金を、原則として現金（現金に代えて有価証券で納付しようとする場合は、事前に担当課まで連絡すること。）で納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、その受入期間について利息を付さない。

(3) 入札保証金は、開札終了後、落札しなかった場合は、これを当該入札参加者又はその代理人に還付する。

なお、落札者については、契約締結後において還付する。

また、還付の際、領収書に印鑑（印鑑登録印）が必要であることから、持参すること。

おって、入札保証金の還付に当たり、受取金額が5万円以上となる場合は、領収書に貼付する収入印紙（200円分）を準備すること（受取金額が5万円未満となる場合は非課税）。

(4) 落札者の入札保証金については、契約保証金の一部に充当することができる。この場合、契約保証金充当申出書（別紙6）を提出すること。

なお、落札者の入札保証金を契約保証金に充当しない場合は、契約保証金の納付後（契約保証金が免除となる場合にあっては、契約締結後）において、入札保証金還付請求書（別紙7-1）を提出し、入札保証金の還付を請求するものとする。

(5) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、岩手県に帰属する。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人がした入札
- (3) 最低貸付価格に達しない金額での入札
- (4) 指定の日時までになかった入札
- (5) 入札保証金を納付しない者又は金額が不足した者がした入札
- (6) 入札者の記名押印のない入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (9) 入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
- (10) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者が入札したときは、その全部の入札
- (11) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別しにくい入札
- (12) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札
- (13) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

9 入札の取りやめ等

- (1) 入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行できないと認められるときは、入札執行担当職員は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取りやめることがある。
- (2) 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。

10 落札者の決定方法

落札者の決定は、物件1件ごとに、次の方法により行う。

- (1) 県があらかじめ公表した最低貸付価格以上の金額で入札した者のうち、最高の金額をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない岩手県の職員がくじを引き、落札者を決定する。
- (4) 落札者が岩手県の指定する期日に契約を締結しないときは、落札を取り消すことがある。この場合、入札保証金は岩手県に帰属する。

11 契約保証金

- (1) 落札者は、契約締結の際、契約保証金として契約金額の100分の5以上の額を現金（現金に代えて有価証券で納付しようとする場合は、事前に別紙仕様書に記載してある連絡先（以下「管理者」という。）まで連絡すること。）で納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。

イ 契約金額が 50 万円以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(2) 契約保証金には、利息を付さない。

(3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。

12 契約書の作成等

落札者は、県と県有財産賃貸借仮契約を、次の方法により締結する。

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 契約条項は、別添契約書案のとおりとする。

(3) 落札者は、岩手県が指定した期日までに行政財産借受申請書（以下「申請書」という。）の提出及び契約書の取り交わしを行うこと。

なお、借受申請及び契約は、入札書に記載された名義で行うこと。

(4) 落札者が(3)に定める期間内に申請書及び契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

(5) 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とする。

13 農地法等の特約

当該物件は農地であるため、落札決定後速やかに農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条の許可申請又は農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づき金ケ崎町が作成する農用地利用集積計画における利用権の設定のために必要な手続きを行うこととする。

なお、農地法第 3 条の許可又は基盤法第 19 条の公告がなされないことが確定した場合は、賃貸借契約は確定日をもってその効力を失うものとし、契約保証金は無条件で落札者に返還しない。

14 貸付料

貸付料は、各年度において岩手県が発行する納入通知票により、1 年分を一括納付すること。

15 契約内容の公表

契約を締結したものについては、その契約内容（物件所在地、種別、数量、契約日、契約金額、借受人の氏名等）を公表する場合がある。

16 その他

(1) この入札説明書に疑義がある場合、入札者は、その疑義について入札前に説明を求めることができる。

(2) 貸付場所については別紙図面のとおりであるが、入札者は、貸付場所を事前に確認すること。

なお、貸付場所の確認に際しては、管理者に事前に連絡して訪問すること。

(3) 入札者が本件入札に要した費用については、全て入札者の負担とする。